

名取市小規模修繕等契約希望者登録申請の手引き（随時）

この登録制度は、名取市が発注する小規模な修繕等のうち、名取市建設工事の競争入札参加者の資格を定める基準により、競争入札参加資格承認簿に登載されていない方でも契約することができる小額で内容が軽易な修繕等契約（50万円以下）を希望する方を登録し、市内中小企業者の受注機会を拡大しようとするものです。

1 申請受付時期及び方法

(1) 受付期間

登録有効期間満了となる令和6年6月30日までの間（随時）
(ただし、土・日曜を除く)

(2) 受付時間

○午前の部 8：30～12：00
○午後の部 13：00～17：00

(3) 受付場所

名取市役所 4階北側 総務部財政課契約係

(4) 受付方法

窓口でも受け付けますが、郵便での申請にご協力願います。

2 問い合わせ先

名取市総務部財政課契約係（市役所4階北側）

電話：022-724-7156（内線431, 436）

3 登録申請及び登録事項の変更

登録の申請は、申請書（様式第1号）に、必要な添付書類を添えて申請してください。登録申請時に、申請書内容、添付書類の形式審査を行うことになりますので、郵送せず、必ず持参して下さい。

登録事項に変更があったときはまたは事業を廃止したときは、変更・廃止届（様式第2号）を提出して下さい。

4 登録の有効期間

有効期間は、登録の日から令和6年6月30日まで

5 申請者の資格

名取市内に主たる事業所を有する方

- ・個人、法人は問いません。
- ・建設業の許可の有無、経営規模、従業員数も問いません。

6 申請できない方

- (1) 名取市内に主たる事業所を有していない方
- (2) 名取市の競争入札参加資格承認簿に登載されている方
- (3) 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ていない方
- (4) 申請者、申請者の役員または申請者の経営に事実上参加されている方が、集団的にまたは常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者であると認められる方
- (5) 電気工事等、希望業種を履行するために必要な資格・許可を有しない方
- (6) 市税を滞納している方。ただし、納税相談等を実施している方を除く。

7 申請者の扱い

登録申請書（様式第1号）を提出し、審査に合格した方は、名取市が発注する小規模な修繕等の契約の際に業者選定の対象になりますが、業者決定や契約を約束するものではありませんので、予めご承知ください。

なお、登録申請時の書類審査に合格し、申請を受理された方については、この制度による登録業者になりますので、改めて通知等は行いません。ただし、申請後または登録後に名取市の契約の相手方として不適当と認められた場合は、登録を抹消のうえ通知します。

8 契約に関する事項

(1) 発注の方法

名取市が小規模な修繕等を発注するときは、原則として複数の業者の見積り競争によって、最も低い価格を提示した業者の方と契約することになります。

なお、見積りを依頼されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は、必ず見積り依頼者に連絡願います。

(2) 契約の方法及び履行

契約の方法及び履行は、名取市契約規則その他関係法令に基づき、信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の希望業種記載範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

(3) 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格した後、請求に基づき、口座振替の方法によってお支払いします。

支払い時期は、正当な請求を受けた日から原則として30日以内となります。

(4) 不正行為の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は、決して行わないで下さい。業務に関して不正または不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消を行うことになります。

9 申請書の書き方

(1) 所在地または住所

主たる事業所の所在地を記入して下さい。個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を事業所として記入して下さい。

(2) 商号または名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入して下さい。個人事業主は、通常使用している商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入しないで下さい。

(3) 代表者職・氏名

法人は、商業登記簿に記載された代表者の職・氏名を記入して下さい。個人事業主は、商号がある場合は「代表」を記入して下さい。

(4) 印鑑

法人は、印鑑登録した代表者印を使用して下さい。個人事業主は、実印を使用して下さい。

なお、申請書等に使用した印鑑は、登録期間中に見積書、請書、契約書、請求書等に使用することになりますのでご注意願います。

(5) 修繕希望業種（5業種以内）

別表から受注を希望する業種を選び、受注を希望する順序に記入して下さい。

なお、法的な許可、免許、登録を要する場合は、その名称を記入し、許可証の写しを添付して下さい。

別表

番号	修繕の種類	工事の例示
1	土木一式	舗装修繕、側溝修繕など
3	大工	木材の加工または取付などの修繕
4	左官	建築物や工作物のモルタル壁、壁土などの修繕
7	屋根	瓦、スレート、金属板の屋根の修繕
8	電気	発電設備や施設内電気設備を修繕するもの
10	タイル、レンガなど	建築物や工作物にタイル等をはり付ける修繕
15	板金	金属板などを加工して建築物や工作物を修繕するもの
16	ガラス	建築物や工作物のガラス加工、取付等修繕
17	塗装	塗装、塗材等を建築物や工作物に塗付ける修繕
18	防水	アスファルト、モルタル、シーリング防水など
19	内装仕上げ	木材、壁紙、畳、襖、カーペットなどの内装仕上げ
23	建具、家具	サッシ、シャッター、金属製・木製建具等
26	その他	解体、フェンス

10 添付書類(各1通、写し可)

- (1) 法人の場合
- ・商業登記簿謄本の写し（3か月以内の証明のもの）
 - ・名取市税の未納のないことの証明
 - ・希望業種の履行に必要な資格または許可の写し

- (2) 個人の場合
- ・身分証明書（住民票）（3か月以内の証明のもの）
 - ・名取市税の未納のないことの証明
 - ・希望業種の履行に必要な資格または許可の写し

※ 未納のないことの証明書申請窓口 →市役所税務課 収納管理係

※ 身分証明書申請窓口 住民票 →市役所市民課

※ 証明書の交付には、所定の手数料が必要となります。

※ 各証明書は郵便での申請が可能です。